

吸収分割に関する事前備置書類

株式会社 MJS Finance & Technology

株式会社ミロク情報サービス

令和 5 年 5 月 29 日

吸収分割に関する事前備置書類

東京都新宿区四谷四丁目 29 番地 1
株式会社 MJS Finance & Technology
代表取締役 平子 恵生

東京都新宿区四谷四丁目 29 番地 1
株式会社ミロク情報サービス
代表取締役 是枝 周樹

株式会社 MJS Finance & Technology（以下「MFT」といいます。）及び株式会社ミロク情報サービス（以下「MJS」といいます。）は、令和 5 年 5 月 25 日付吸収分割契約書に基づき、MFT を吸収分割会社とし、MJS を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

そのため、会社法第 782 条及び会社法施行規則第 183 条、並びに会社法第 794 条及び会社法施行規則第 192 条の規定に基づき、以下のとおり吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備えおくこととします。

第 1 吸収分割契約の内容

吸収分割契約書の内容は別紙①のとおりです。

第 2 対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、分割会社に対して、本吸収分割において実際に承継する資産及び負債の金額の差額に相当する金銭（以下「本金銭」といいます。）を交付します。

本金銭の算定は、純資産価額方式を参考に、承継する権利義務の内容等を総合的に勘案し、両社で協議のうえ合意に至ったものであることから相当であると判断しております。

第 3 会社法第 758 条第 5 号、第 6 号、第 8 号に係る事項

該当事項はありません。

第 4 MFT についての事項

1. MFT の最終事業年度の計算書類等

MFT の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙②のとおりです。

2. 臨時決算日の有無

該当事項はありません。

3. MFT において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

該当事項はありません。

第 5 MJS についての事項

1. MJS の最終事業年度の計算書類等

MJS の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙③のとおりです。

2. 臨時決算日の有無

該当事項はありません。

3. MJS において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

該当事項はありません。

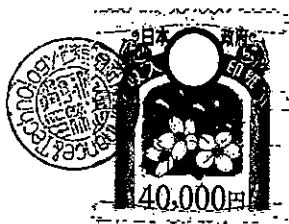
第 6 債務の履行の見込みに関する事項

MFT 及び MJS は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負

担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本吸収分割後における MFT 及び MJS の債務の履行の見込みにつきましては、問題ないものと判断しております。

以上

別紙①



吸収分割契約書

株式会社 MJS Finance & Technology (以下「甲」という) と株式会社ミロク情報サービス (以下「乙」という) は、甲の営む事業を分割し、乙が承継する吸収分割 (以下「本吸収分割」という) につき、次のとおり吸収分割契約 (以下「本契約」という) を締結する。



第1条 (吸収分割)

甲は、甲の営む事業のうち SPALO 事業 (以下「承継対象事業」という) に関して有する第4条第1項に規定する権利義務 (以下「承継権利義務等」という) を乙に分割し、乙はこれを承継する。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 吸収分割会社

(商号) 株式会社 MJS Finance & Technology

(住所) 東京都新宿区四谷四丁目 29 番地 1

乙 吸収分割承継会社

(商号) 株式会社ミロク情報サービス

(住所) 東京都新宿区四谷四丁目 29 番地 1

第3条 (会社分割の効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という) は、2023 年 7 月 1 日とする。ただし、本吸収分割の手の続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議のうえ、書面による合意によってこれを変更することができる。



第4条 (承継権利義務等)

1. 乙は、本吸収分割に際し、甲から、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、効力発生日をもって承継する。
2. 前項の規定による、乙が甲から承継する債務については、免責的債務引受の方法による。

第5条 (乙が本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務の対価として、2023 年 9 月 29 日において金銭を交付することとし、その金額は本吸収分割により乙に承継される資産の簿価の合計額から、本吸収分割により乙に承継される負債の簿価の合計額を差し引いた額とする。

第6条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本吸収分割に際して、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条（債権者保護手続等）

甲及び乙は、それぞれ効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第8条（登記、登録、通知等）

1. 甲及び乙は、本吸収分割の効力発生後、遅滞なく、第4条の規定により承継される資産、債務その他の権利義務に関し、必要な登記、登録、通知等の手続を行う。
2. 前項の手続きに要する登録免許税その他一切の費用の負担は、甲乙協議の上決定する。

第9条（会社財産の管理等）

1. 甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。
2. 甲は、以下の各号に掲げる通常の事業を超える事項及び資産に重要な影響を与える事項については、事前に乙の書面による同意を得た上で行わなければならない。
 - (1) 重要な財産の全部又は一部の譲渡、貸与、担保提供
 - (2) 投資（設備投資を含む。ただし、既存設備に対する軽微な修繕は除く）
 - (3) 新たな貸付行為又は借入行為（ただし、5,000,000円を超えないものを除く）
 - (4) 新株又は新株予約券の発行
 - (5) 合併、分割、株式交換又は株式移転
 - (6) 解散又は清算手続の開始、破産手続、会社更生手続若しくは民事再生手続の開始の申立て、又は特別清算開始の申立て
 - (7) 配当金、役員賞与、退職金の支払
 - (8) 経営に重要な影響を及ぼす第三者との契約締結並びに更改、解除・解約その他契約終了
 - (9) その他前各号に類する事項

第10条（本契約の効力）

本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第12条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は疑義のある事項については、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ、これを定める。

第14条（合意管轄裁判所）

本契約に関する争いについては、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年5月25日

甲 吸収分割会社

（商号） 株式会社 MJS Finance & Technology

（住所） 東京都新宿区四谷四丁目 29 番地 1

代表取締役社長 平子 恵生



乙 吸収分割承継会社

（商号） 株式会社ミロク情報サービス

（住所） 東京都新宿区四谷四丁目 29 番地 1

代表取締役社長 是枝 周樹



承継権利義務明細表

乙は甲から、甲の SPALO 事業に属する資産、債務、これらに付随する一切の権利義務を承継することとし、その明細は、以下のとおりとする。



1. 承継対象事業

承継対象事業は、甲が営む SPALO 事業

2. 承継する資産

承継会社は、次に掲げる資産を承継する。ただし、知的財産は下記 5(2)に記載する。

- (1) 本事業に関する現預金、売掛金その他の流動資産の一切
- (2) 本事業に関する工具器具備品、ソフトウェアその他固定資産の一切

3. 承継する負債

承継会社は、本事業に関する買掛金、未払金、預り金、前受金、その他一切の負債を承継するものとする。

4. 労働契約上の権利義務

本契約書により分割すべき事業に従事する甲の従業員は、効力発生日において全員乙が引き継ぎ、以後乙の従業員として雇用する。

5. 承継するその他の権利義務等

- (1) 承継会社は、承継対象事業に関し、又は承継対象事業を遂行する上で必要な、甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務を承継する。
- (2) 承継会社は、承継対象事業に属する甲の特許、実用新案、意匠、商標、著作に関する一切の知的財産権を承継する。



以上

別紙②

決 算 報 告 書

(第 7 期)

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

株式会社MJS Finance & Technology

東京都新宿区四谷4-29-1
MJSビル5階

貸 借 対 照 表

2023 年 3 月 31 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 204,888,532】	【流 動 負 債】	【 72,704,697】
(現金及び預金)	(196,729,844)	買 掛 金	1,230,786
売 掛 金	2,140,096	未 払 金	67,973,038
前 払 費 用	275,000	未 払 法 人 税 等	862,200
未 収 入 金	5,700,110	前 受 金	1,432,132
立 替 金	43,482	預 り 金	1,206,541
【固 定 資 産】	【 345,196,823】		
(有形固定資産)	(2,303,288)	負 債 の 部 合 計	72,704,697
建 物	403,300	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	1,141,338	【株 主 資 本】	【 477,380,658】
工 具 器 具 (少 額)	758,650	(資 本 金)	(364,300,000)
(無形固定資産)	(279,392,884)	資 本 金	364,300,000
ソ フ ト ウ ェ ア	36,990,541	(資 本 剰 余 金)	(427,761,389)
ソフトウェア仮勘定	242,290,150	資 本 準 備 金	350,000,000
社内使用ソフトウェア仮勘	112,193	そ の 他 資 本 剰 余 金	77,761,389
(投 資 等)	(63,500,651)	(利 益 剰 余 金)	(Δ314,680,731)
関 係 会 社 株 式	63,420,651	利 益 剰 余 金	Δ82,534,585
敷 金 保 証 金	80,000	繰 越 利 益 剰 余 金	Δ232,146,146
		純 資 産 の 部 合 計	477,380,658
資 産 の 部 合 計	550,085,355	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	550,085,355

損 益 計 算 書

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

科 目		金 額	
			円
【売 上 高 合 計】			228,312,787
【売 上 原 価 合 計】			224,332,817
売上総利益合計			(3,979,970)
【販売費及び一般管理費】			220,712,627
営業利益			(Δ216,732,657)
【営 業 外 収 益】			
受 取 利 息		3,418	
雑 収 入		2,171	5,589
【営 業 外 費 用】			
雑 損 失		1,374,871	1,374,871
経 常 利 益			(Δ218,101,939)
税 引 前 当 期 利 益			(Δ218,101,939)
法人、住民及び事業税			290,000
当 期 利 益			(Δ218,391,939)

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

販売費及び一般管理費

科 目	金 額	円
役 員 報 酬	21,713,600	
給 料 手 当	84,997,464	
法 定 福 利 費	14,972,347	
福 利 厚 生 費	413,451	
通 勤 交 通 費	331,798	
退 職 給 付 費 用	1,525,000	
販 売 促 進 費	132,000	
他 広 告 費	15,381,591	
そ の 他 車 輛 費	87,234	
減 価 償 却 費	12,126,491	
研 究 開 発 費	3,000,000	
リ ー ス 料	133,700	
地 代 家 賃	4,995,456	
水 道 光 熱 費	132,225	
修 繕 費	1,504,961	
旅 費 交 通 費	1,406,759	
外 形 事 業 税	3,921,800	
租 税 公 課	242,242	
通 信 費	1,910,991	
消 耗 品 費	408,553	
新 聞 図 書 費	46,504	
支 払 手 数 料	35,394,952	
会 議 費	17,083	
接 待 交 際 費	752,293	
募 集 費	2,000,000	
レ ン タ ル 料	8,400	
人 材 派 遣 料	13,155,732	
販売費及び一般管理費		(220,712,627)

製造原価報告書

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

科 目	金 額	
		円
外 注 費	2,785,000	
ソ フ ト 原 価	180,781,250	
給 料 手 当	21,057,792	
法 定 福 利 費	3,423,206	
外 注 人 件 費	8,910,000	
減 価 償 却 費	3,466,204	
通 信 費	2,503,379	
支 払 手 数 料	1,405,986	
【 当期製品開発原価 】		224,332,817

株主資本等変動計算書

	自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日 単位 円							
	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本	純資産の部
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	364,300,000	350,000,000	77,761,389	427,761,389	△13,754,207	△96,288,792	695,772,597	695,772,597
当期変動額								
当期純損益金					△218,391,939	△218,391,939	△218,391,939	△218,391,939
当期変動額合計					△218,391,939	△218,391,939	△218,391,939	△218,391,939
当期末残高	364,300,000	350,000,000	77,761,389	427,761,389	△232,146,146	△314,680,731	477,380,658	477,380,658

個 別 注 記 表

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

器具備品についての定率法を採用しています。

2. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

7,143,000株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

0株

監 査 報 告 書

私は、2022年4月1日から2023年3月31日事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年 5月 8日

株式会社MJS Finance & Technology

監 査 役



別紙③

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,278	流 動 負 債	19,466
現 金 及 び 預 金	16,068	買 掛 金	1,130
受 取 手 形	103	短 期 借 入 金	550
売 掛 金	3,063	1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	11,007
契 約 資 産	27	1年内返済予定の長期借入金	220
商 品	1,128	リ ー ス 債 務	16
仕 掛 品	397	未 払 金	936
貯 蔵 品	33	未 払 費 用	380
前 渡 金	259	未 払 法 人 税 等	998
前 払 費 用	714	未 払 消 費 税 等	491
そ の 他 金	499	契 約 負 債	2,119
貸 倒 引 当 金	△16	預 り 金	75
固 定 資 産	20,283	賞 与 引 当 金	1,441
有 形 固 定 資 産	4,174	関係会社事業損失引当金	88
建 物	961	そ の 他	9
構 築 物	7	固 定 負 債	44
工 具、器 具 及 び 備 品	343	リ ー ス 債 務	42
土 地	2,808	そ の 他	2
リ ー ス 資 産	53	負 債 合 計	19,511
無 形 固 定 資 産	6,195	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	3,236	株 主 資 本	21,946
ソフトウェア仮勘定	2,955	資 本 金	3,198
そ の 他	2	資 本 剰 余 金	3,013
投 資 そ の 他 の 資 産	9,913	資 本 準 備 金	3,013
投 資 有 価 証 券	3,693	利 益 剰 余 金	21,725
関係会社株式	3,770	利 益 準 備 金	206
関係会社長期貸付金	20	そ の 他 利 益 剰 余 金	21,518
破産更生債権等	4	別 途 積 立 金	6,985
長期前払費用	93	繰 越 利 益 剰 余 金	14,533
繰 延 税 金 資 産	1,315	自 己 株 式	△5,990
そ の 他 金	1,091	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,108
貸 倒 引 当 金	△76	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,108
繰 延 資 産	5	純 資 産 合 計	23,055
社 債 発 行 費	5	負 債 純 資 産 合 計	42,566
資 産 合 計	42,566		

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	35,952		
売上原価	12,645		
売上総利益	23,307		
販売費及び一般管理費	17,000		
営業利益	6,306		
営業外収益			
受取利息	11		
受取有価証券利息	1		
受取配当金	25		
受取貸付金	10		
受取保険金	23		
受取その他の料	13		
営業外費用	13		99
支払利息	5		
支払債発行費	7		
支払手数料	8		
経常利益	0		21
特別利益			6,385
投資有価証券売却益	383		383
特別損失			
関係会社株式売却損	93		
関係会社株式評価損	1,144		
その他の	192		1,430
税引前当期純利益			5,338
法人税、住民税及び事業税	1,895		
法人税等調整額	△63		1,831
当期純利益			3,506

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	3,198	3,013	3,013	206	6,985	12,371	19,563	△5,990	19,784
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△1,343	△1,343		△1,343
当 期 純 利 益						3,506	3,506		3,506
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,162	2,162	△0	2,162
当 期 末 残 高	3,198	3,013	3,013	206	6,985	14,533	21,725	△5,990	21,946

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,409	1,409	21,193
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△1,343
当 期 純 利 益			3,506
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△300	△300	△300
当期変動額合計	△300	△300	1,861
当 期 末 残 高	1,108	1,108	23,055

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 ……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ……定率法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産 ……定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェア等については残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上しております。見込有効期間は製品ごとに3年～5年であります。自社利用ソフトウェアのうち、社内利用ソフトウェアについては、社内の利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 ……………定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 関係会社事業損失引当金…関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ソフトウェア関連事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関して品目別にシステム導入契約売上高及びサービス収入に区分しております。主要な品目における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（システム導入契約売上高）

システム導入契約の売上高として、主に業務用アプリケーションソフトウェアの開発・販売、サーバ・パソコンなどのハードウェアの販売並びに導入支援サービスの提供等の品目で構成されております。これらの販売については、顧客に引き渡し役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、受託開発ソフトウェア契約の一部は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、合理的に見積りが可能なものについてはインプット法に基づく進捗度により収益を認識しております。合理的な見積りが困難なものについては原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

（サービス収入）

主に継続的な役務の対価となる安定的な収入として、ソフトウェア保守サービスやハードウェア・ネットワーク保守サービス、ソフト使用料収入等の品目で構成されております。これらの収入については、顧客との契約内容に基づき一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、仕入商品等の販売のうち、代理人に該当すると判断したものは、他の当事者が提供する商品等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費 ……………社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。
- (2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

1. 前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「保険配当金」は9百万円であります。
2. 前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「受取賃貸料」は7百万円であります。
3. 前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「受取手数料」は8百万円であります。
4. 前事業年度まで区分掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」(当事業年度は0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度において「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 市場販売目的ソフトウェア等の経済価値

当事業年度において無形固定資産に計上しているソフトウェアのうち、市場販売目的ソフトウェア等は、ソフトウェア3,011百万円、ソフトウェア仮勘定1,038百万円としてそれぞれ計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、連結注記表の「Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 市場販売目的ソフトウェア等の経済価値」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 有価証券の減損

当事業年度において、資本提携を目的とした株式取得を行っており、投資その他の資産の投資有価証券のうち、市場価格のある株式及び満期保有目的の債券を除いた市場価格のない株式の合計として、1,098百万円計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、連結注記表の「Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 2. 有価証券の減損」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 関係会社株式の減損

当事業年度において、投資その他の資産の関係会社株式として、3,770百万円計上しております。

関係会社株式は、すべて市場価格のない有価証券として評価するものであり、実質価額が期末帳簿価額に比べて50%程度以上低下している場合には、回復可能性を総合的に判断し、回復が見込めないと判断した時点で減損処理を行っております。回復可能性の判断においては、状況に変化の兆候が伺える都度、子会社及び関連会社から将来の事業計画を入手し、これまでの実績等を勘案し事業計画が実行可能かつ実質価額が合理的な期間内で回復可能であるかを事業投資統括部門において評価しております。

回復可能性の評価はその都度最善の見積りを行っているものの、事業計画特有の不確実性があり、当事業年度において、3社の回復が見込まれないと判断したため、関係会社株式評価損1,144百万円を計上いたしました。翌事業年度においても、子会社及び関連会社の経済条件によっては、事業計画の大幅な見直しが必要となり減損処理を行う可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,771百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	48百万円
長期金銭債権	24百万円
短期金銭債務	155百万円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額（区分表示したものを除く）	
営業取引による取引高の総額	1,841百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	186百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,947,980株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	441百万円
未払法定福利費	73百万円
未払事業税	74百万円
貸倒引当金	28百万円
会員権評価減	6百万円
固定資産償却限度超過額	1,135百万円
投資有価証券	195百万円
関係会社株式	578百万円
その他	126百万円
繰延税金資産小計	2,659百万円
評価性引当額	△855百万円
繰延税金資産合計	1,804百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△489百万円
繰延税金負債合計	△489百万円
繰延税金資産の純額	1,315百万円

VIII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「VII. 収益認識に関する注記 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	772円16銭
2. 1株当たりの当期純利益	117円42銭

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和などにより社会経済活動の正常化の動きが見られたものの、原材料や物価の高騰、さらに、金融資本市場の変動等による経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況で推移しました。

ソフトウェア業界および情報サービス業界においては、企業における人手不足やテレワークをはじめとする働き方改革への対応、業務プロセスのデジタル化の環境整備が進むなど、IT投資需要は高まっております。

当社グループは、このような経営環境のもと、販売力や製品・サービス力の向上による既存顧客との関係維持、満足度向上を図るとともに、新規顧客の開拓による顧客基盤の拡大とこれらに伴うサービス収入の増大、収益基盤の強化に努めました。また、クラウドサービスの拡販に加え、オンプレミス製品の提供形態を、一括で売上が計上される売切り型から利用期間に応じて売上計上されるサブスクリプション型へ徐々に移行を進めており、クラウド・サブスク型ビジネスモデルへの転換に伴うさらなる収益性の改善を目指しております。

販売面では、当期より新イメージキャラクターにホラン千秋さんを起用し、テレビCMをはじめ、新たなプロモーション活動を行いました。また、改正電子帳簿保存法やインボイス制度対応、セキュリティ対策など、お客様の関心の高い分野のオンラインセミナー・研修会の開催、各種イベントへの出展など、積極的な販売促進活動を行いました。さらに、デジタルマーケティングやオンライン商談ツールを活用しつつ、全国主要都市にある直接販売網の強みを活かし、地域に根差した営業・サポート活動を展開しました。多くのお客様に主力のERP製品や各種サービスを訴求するとともに、IT導入補助金を活用しつつ、お客様に最適な製品・サービスを提供し、IT化、DX（※）推進による業務効率化、生産性向上を支援しました。併せて、昨年4月にソリューション支社を4支社新設し、中堅・中小企業向けのソリューションビジネス体制を強化しました。

※デジタル技術を利用してビジネススタイルを変えていく取り組みで、働き方改革のような業務プロセス改革や、革新的なサービスを生み出し、変革することです。

開発面では、中堅企業向けERPシステム「Galileopt DX（ガリレオプト ディーエックス）」を開発し、提供を開始しました。また、クラウド型電子契約サービス「MJS e-ドキュメントCloudサイン」の提供を開始し、当社のERPシステムや証憑書類をデータセンターに保存するクラウドサービス「MJS e-ドキュメントCloudキャビネット」等と併せてご利用いただくことで、改正電子帳簿保存法への対応に加え、業務効率化を実現します。

さらに、国際標準規格「Peppol（ペポル）」に準拠した電子インボイスの送受信に対応するクラウドサービス「MJS e-Invoice（エムジェイエス イーインボイス）」を開発し提供を開始しました。

当社グループが提供する多彩なERP製品・各種クラウドサービスにおいて、改正電子帳簿保存法やインボイス制度などの法制度改正への対応を確実に行うとともに、多様な他社製品とのAPI連携を実現するなど、お客様ニーズに即した機能改良を継続して行い、新たな付加価値の提供に努めました。また、子会社のトライベック株式会社が、中小企業支援プラットフォーム「Hirameki 7（ヒラメキセブン）」を開発し、昨年7月よりサービスを提供しております。当社グループの新規事業である統合型DXプラットフォーム事業としてサービスを開始し、今後さらにサービスや新たなコンテンツを充実させる計画です。

当社グループは、「中期経営計画Vision2025」に掲げた「既存ERP事業の進化・ビジネスモデルの変革と新規事業によるイノベーション創出」を実現するための基本戦略に基づいて、継続的な企業価値の向上を目指します。

このような事業活動により、中堅・中小企業向けの主力ERP製品を中心にソフトウェア売上が増加し、併せて新規顧客へのシステム導入に伴うソフトウェア保守収入が伸長しました。さらにクラウドサービスの利用社数の増加に加え、ERP製品の一部サブスクリプション型での提供によりソフトウェア使用料収入が伸長し、ストック型の安定的なサービス収入が大きく増加しました。

これらの結果、当社グループの連結業績は次のとおりとなりました。

区 分	当 連 結 会 計 年 度	前 連 結 会 計 年 度 比
売 上 高	414億61百万円	13.3%増
営 業 利 益	60億84百万円	27.0%増
経 常 利 益	58億39百万円	22.4%増
親会社株主に帰属する当期純利益	37億67百万円	16.6%減

品目別の売上高は次のとおりとなりました。

品	目	名	当連結会計年度 売上高	前連結会計年度比
システム 導入契約 売上高	ハードウェア		39億39百万円	26.7%増
	ソフトウェア		138億 2百万円	11.2%増
	ユースウェア		59億 4百万円	25.4%増
	小 計		236億46百万円	16.8%増
サービ ス 収 入	トータル・バリューサービス (TVS)		25億34百万円	0.6%増
	ソフト使用料		39億34百万円	41.6%増
	ソフトウェア運用支援サービス		56億84百万円	1.6%増
	ハードウェア・ネットワーク保守サービス		15億18百万円	0.9%増
	サプライ・オフィス用品		5億82百万円	3.9%減
	小 計		142億55百万円	9.6%増
	その他		35億59百万円	6.1%増
	合 計		414億61百万円	13.3%増

(注) 1. 「トータル・バリューサービス (TVS)」は、会計事務所向けの総合保守サービスです。
2. 「ソフトウェア運用支援サービス」は、企業向けの総合保守サービスです。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、職場環境改善を目的とした拠点の整備費用や、業務効率および生産性向上を目的とする業務用コンピュータなどへの投資であり、設備投資総額は3億1百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

4. 対処すべき課題

当社は設立以来、全国の会計事務所と中堅・中小企業に対して、最適な経営システムおよび経営ノウハウならびに経営情報サービスを開発・提供し、お客様の経営革新、業務改善を支援することにより、その成長・発展に貢献することを経営の基本方針として事業活動を推進してまいりました。

ウィズコロナ政策のもとで経済活動の正常化が期待されるものの、資源・原材料価格の高騰による物価の上昇、さらに金融資本市場の変動等による経済活動への影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続くものと考えられます。

一方、企業における人手不足への対応、テレワークをはじめとする働き方改革への取り組み等を背景に、生産性の向上や業務効率化、職場環境整備を目的としたIT投資の需要自体はより一層高まる傾向にあります。

デジタル技術の進化も相まって新たなビジネスモデルによるサービスが拡大し、ソフトウェア業界および情報サービス業界も急速に変化しています。

このような経営環境の変化の中で、当社グループは、「中期経営計画Vision2025」および「サステナビリティ経営」を推進することにより、継続的な企業価値の向上を目指しております。

(1) 中期経営計画Vision2025

既存ERP事業の進化・ビジネスモデルの変革と新規事業によるイノベーション創出を実現するための戦略として「中期経営計画Vision2025」を掲げております。同経営計画においては、経営目標を達成するための基本戦略の実行が重要課題となります。

<2025年度の経営目標>

区 分	経 営 目 標
売 上 高	550億円
経 常 利 益	125億円
自己資本利益率（ROE）	20%超

<基本戦略>

1. 会計事務所ネットワークNo.1戦略
2. 中堅・中小企業向け総合ソリューション・ビジネス戦略
3. 統合型DXプラットフォーム戦略（新規事業領域）
4. クラウド・サブスク型ビジネスモデルへの転換
5. グループ連携強化によるグループ会社の独自成長促進
6. 戦略実現を加速する人材力・経営基盤強化

(2) サステナビリティ経営

当社の事業は、日本の経済・社会を支える中小企業の経営課題を解決し、その成長・発展に寄与することを目的としています。そして、中小企業の発展が、多くの雇用を創出して地域経済を活性化します。まさに当社は日本社会の持続的な成長に貢献する企業を目指して経営活動を行っています。

今後も、最新テクノロジーを活用したイノベーションの創出に挑戦し続け、社会の課題解決に繋がる事業活動を推進するとともに、新たな価値創造を重ねることで継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

<サステナビリティ基本方針>

私たちは、企業理念のもと、税理士・公認会計士事務所と共に、中小企業の成長・発展を支援し、また、中小企業のサステナビリティ経営を推進することで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指します。

1. DX推進による地球環境への貢献
2. 会計事務所と中小企業の経営革新、成長・発展を支援
多様なプロフェッショナル人材が活躍する働きがいのある職場づくり
4. 健全成長のためのガバナンスの強化

<マテリアリティ（重要課題）とSDGs>

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるために、ステークホルダーにとっての重要度と当社グループ事業にとっての重要度の2軸で取り組むべき課題を分類し、特に優先して取り組むべき9つの重要課題を特定しています。また、特定したマテリアリティとSDGs（持続可能な開発目標）との関連付けを行いました。

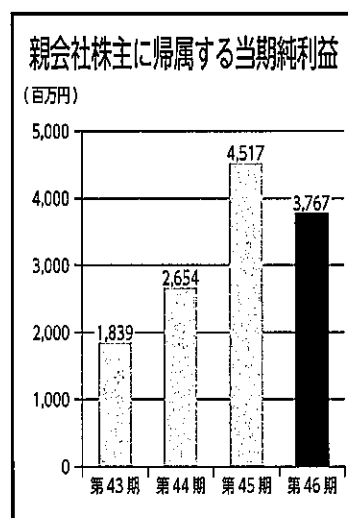
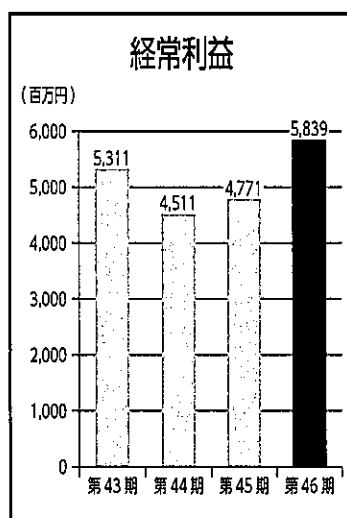
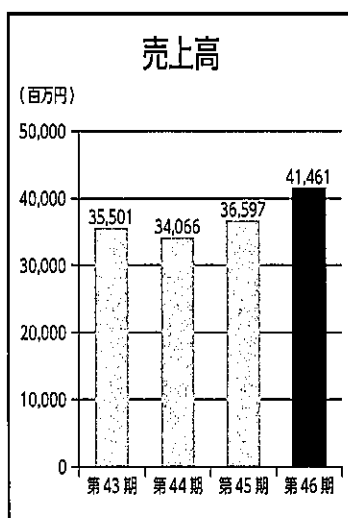
マテリアリティ	SDGsとの関係
1. DX推進による地球環境への貢献 1-1 事業活動を通じたDX推進による環境負荷の軽減	 
2. 会計事務所と中小企業の経営革新、成長・発展を支援 2-1 高品質で安定したERP製品・経営情報サービスの提供 2-2 DXを促進させるイノベティブな新規事業への取り組み 2-3 会計事務所との協業・共創の推進 2-4 知的資本の蓄積	  
3. 多様なプロフェッショナル人材が活躍する働きがいのある職場づくり 3-1 人材の確保と育成、成長機会の創出 3-2 ダイバーシティと働き方改革の推進	    
4. 健全成長のためのガバナンスの強化 4-1 コーポレートガバナンスの徹底 4-2 情報セキュリティの徹底	

すべてのステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう、今後も企業価値向上に向けて一層努力してまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)	第45期 (2022年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	35,501	34,066	36,597	41,461
経 常 利 益(百万円)	5,311	4,511	4,771	5,839
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,839	2,654	4,517	3,767
1株当たり当期純利益(円)	59.59	86.53	149.78	126.18
総 資 産(百万円)	38,348	42,958	43,487	45,793
純 資 産(百万円)	19,029	20,430	22,630	24,775
1株当たり純資産(円)	615.97	655.66	743.26	813.13

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第45期の期首から適用しております。



6. 重要な子会社および関連会社の状況（2023年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エヌ・テー・シー	97百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス ハードウェアの販売
株式会社エム・エス・アイ	90百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス ハードウェアの販売
リード株式会社	140百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス
株式会社MJS M&Aパートナーズ	240百万円	100%	M&Aに関する斡旋、仲介、助言およびコンサルティング 事業承継、事業再編、企業再生に関する経営コンサルティング M&Aおよび事業承継等における財産評価の受託 企業価値に関する調査・評価の受託
株式会社MJS Finance & Technology	364百万円	100%	フィンテックサービスおよび経理・会計業務のデジタル化コンサルティング 会社経営・企業再生・創業支援コンサルティングおよび投融資 チャットボット「SPALO（スパロ）」事業
Miroku Webcash International株式会社	158百万円	66.6%	アカウントアグリゲーションサービスの提供 フィンテックサービスの開発・提供 ソフトウェア・ウェブシステムの受託開発
株式会社トランストラクチャ	80百万円	100%	組織および人事に関する調査診断、制度設計サービス 雇用施策および人材開発に関するサービス 人事制度の導入・運用支援サービス
スパイス株式会社	50百万円	100%	店舗内現金管理・流通効率化業務 決算に関する事務代行 事業開発コンサルティング

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
トライベック株式会社	310百万円	74.2%	デジタルマーケティング支援事業 メディア事業・広告代理事業 DXプラットフォーム事業 エクスペリエンスマネジメント事業
株式会社Biz Magic	30百万円	86.4%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス

- (注) 1. スパイス株式会社に対する当社の議決権比率は、株式会社MJS Finance & Technologyを通じての間接保有分です。
2. 当社は、2023年2月にトライベック株式会社による第三者割当増資を引き受け、同社の議決権の74.2%を保有することとなりました。
3. 当社は、2022年8月に株式会社カイエンシステム開発から株式会社Biz Magicの株式80%を取得し、同社を連結子会社といたしました。また当社は、2022年9月に、同社による第三者割当増資を引き受け、同社の議決権の86.4%を取得することとなりました。
4. 当社は、2022年11月に株式会社フーバーブレインに対し株式会社アド・トップの株式を譲渡し、同社を連結子会社から除外しました。

(2) 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
プライマル株式会社	60百万円	33.3%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス
株式会社韓国NFC	1,573百万 韓国ウォン	21.9%	近距離無線通信（NFC）による決済サービスの開発および販売
株式会社KACHIEL	100百万円	33.5%	会計事務所向けセミナー・教材の企画・販売 士業事務所の経営支援 AI・RPA等による士業事務所の生産性向上支援 税理士向け共済商品の提供 M&A支援

7. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

- (1) 業務用アプリケーションソフトウェア（経営・財務・税務・販売・給与・人事等）の開発・販売とそのシステム導入・運用に関わるコンサルティングサービス
- (2) コンピュータハードウェア（汎用サーバ・パソコン・周辺機器等）、サプライ用品の販売
- (3) 上記ソフトウェアおよびハードウェア等の保守サービス

8. 主要な事業所（2023年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	ソリューション静岡支社	静岡県静岡市
東京開発センター	東京都中野区	名古屋支社	愛知県名古屋市
長岡開発センター	新潟県長岡市	ソリューション中部支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	金沢支社	石川県金沢市
ソリューション北海道支社	北海道札幌市	ソリューション北陸支社	石川県金沢市
道東サービスセンター	北海道北見市	京都支社	京都府京都市
盛岡支社	岩手県盛岡市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	ソリューション近畿支社	大阪府大阪市
ソリューション東北支社	宮城県仙台市	神戸支社	兵庫県神戸市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	姫路営業所	兵庫県姫路市
ソリューション関東信越支社	埼玉県さいたま市	岡山支社	岡山県岡山市
群馬支社	群馬県前橋市	高松支社	香川県高松市
長野支社	長野県長野市	松山営業所	愛媛県松山市
新潟支社	新潟県新潟市	ソリューション四国支社	香川県高松市
千葉支社	千葉県千葉市	広島支社	広島県広島市
ソリューション千葉支社	千葉県千葉市	ソリューション中国支社	広島県広島市
東京第一支社	東京都千代田区	北九州支社	福岡県北九州市
ソリューション第一支社	東京都千代田区	福岡支社	福岡県福岡市
東京第二支社	東京都新宿区	ソリューション九州支社	福岡県福岡市
ソリューション第二支社	東京都新宿区	長崎支社	長崎県長崎市
B P ・ S I 推 進 支 社	東京都新宿区	大分支社	大分県大分市
八王子支社	東京都八王子市	熊本支社	熊本県熊本市
横浜支社	神奈川県横浜市	ソリューション南九州支社	熊本県熊本市
ソリューション神奈川支社	神奈川県横浜市	鹿児島支社	鹿児島県鹿児島市
静岡支社	静岡県静岡市	沖縄支社	沖縄県那覇市

(2) 子会社

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 エ ヌ ・ テ ー ・ シ ー	新潟県長岡市
株 式 会 社 エ ム ・ エ ス ・ ア イ	東京都新宿区
リ ー ド 株 式 会 社	群馬県前橋市
株 式 会 社 M J S M & A パ ー ト ナ ー ズ	東京都新宿区
株 式 会 社 M J S F i n a n c e & T e c h n o l o g y	東京都新宿区
M i r o k u W e b c a s h I n t e r n a t i o n a l 株 式 会 社	東京都港区
株 式 会 社 ト ラ ン ス ト ラ ク チ ャ	東京都千代田区
ス パ イ ス 株 式 会 社	東京都新宿区
ト ラ イ ベ ッ ク 株 式 会 社	東京都港区
株 式 会 社 B i z M a g i c	東京都渋谷区

9. 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,028名	93名増

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,547名	101名増	38.5歳	11.6年

(注) 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数です。なお、臨時雇用者の数は含まれておりません。

10. 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	403百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	243百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	204百万円

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 135,000,000株
2. 発行済株式の総数 34,806,286株
(うち自己株式数4,947,980株)
3. 株主数 5,371名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エヌ ケー ホール デ ィ ン グ ス	10,171千株	34.07%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,419千株	8.10%
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.	1,050千株	3.52%
是 枝 伸 彦	1,036千株	3.47%
株 式 会 社 エヌ ・ ティ ・ ティ ピー ・ シー コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	1,030千株	3.45%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	700千株	2.35%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	686千株	2.30%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	459千株	1.54%
ミ ロ ク 情 報 サ ー ビ ス 社 員 持 株 会	452千株	1.52%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	371千株	1.24%

- (注) 1. 当社は自己株式 (4,947,980株) を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は自己株式 (4,947,980株) を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	是 枝 伸 彦	取締役会議長
代表取締役社長	是 枝 周 樹	最高経営責任者
取 締 役 副 会 長	鈴 木 正 徳	DX事業戦略室担当 株式会社MJS M&Aパートナーズ 取締役会長 長野計器株式会社 社外取締役 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社 社外取締役
取 締 役 副 社 長	由 井 俊 光	最高執行責任者 営業本部長
取 締 役	寺 沢 慶 志	最高財務責任者 最高情報責任者 経営管理本部長兼社長室長 株式会社MJS Finance & Technology 代表取締役
取 締 役	岩 間 崇 浩	最高技術責任者 製品開発・サポート本部長
取 締 役	大久保 利 治	税経システム研究所所長代行
取 締 役	松 田 修 一	株式会社コメリ 社外取締役 ウエルインベストメント株式会社 取締役ファウンダー
取 締 役	五 味 廣 文	株式会社SBI新生銀行 取締役会長 アイダエンジニアリング株式会社 社外取締役 アステリア株式会社 社外取締役 株式会社ZUU 社外取締役
取 締 役	北 畑 隆 生	学校法人新潟総合学院開志専門職大学 理事・学長 セーレン株式会社 社外取締役 日本ゼオン株式会社 社外取締役
取 締 役	石 山 卓 磨	会計専門職大学院大原大学院大学 学長 生命保険アンダーライティング学院 学院長
常 勤 監 査 役	牧 野 博 史	
監 査 役	薄 井 信 明	
監 査 役	但 木 敬 一	株式会社アール・エス・シー 社外取締役 日本生命保険相互会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第45回定時株主総会において、北畑隆生氏および石山卓磨氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役副社長由井俊光氏は、2023年3月31日に辞任いたしました。
3. 取締役松田修一氏、取締役五味廣文氏、取締役北畑隆生氏および取締役石山卓磨氏は、社外取締役であります。
4. 監査役薄井信明氏および監査役但木敬一氏は、社外監査役であります。
5. 監査役薄井信明氏は、国税庁長官、大蔵事務次官等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役但木敬一氏は、法務事務次官、検事総長等を歴任し、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当社は、取締役松田修一氏、取締役五味廣文氏、取締役北畑隆生氏、取締役石山卓磨氏、監査役薄井信明氏および監査役但木敬一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等ならびに13ページから14ページに記載の当社の子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為または故意による法令違反等の場合には補填の対象としないこととしております。

当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4. 取締役および監査役の報酬等

- (1) 当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、多様で優秀な人材を獲得し継続的企業価値のさらなる向上を目指すため、上場企業全体および同業他社の報酬水準を考慮した役割および職責等に相応しい水準として決定することを基本方針とし、固定報酬および業績連動報酬により構成する。なお、社外取締役は、独立した立場から経営の監視・監督機能を担うことから、固定報酬のみ支給するものとする。

- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬であり、役位、経験および担当業務を考慮しながら総合的に勘案して決定する。
- ③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
 業績連動報酬等は、成果・業績に対して処遇されるものであり、事業全体から得られる利益と連動するものとする。
 具体的には、業績連動報酬に係る指標として連結経常利益を採用し、単年度の業績を勘案し決定するものとし、その支給方法は、その総額を月額に按分し毎月金銭報酬として支給する。
- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 取締役の種類別の報酬割合については、役位、経験、担当業務およびその業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。
- ⑤ 取締役個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 個人別の報酬額については、報酬諮問委員会を中心に取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を審議、決定し、取締役会の承認のもと代表取締役会長、代表取締役社長および取締役経営管理本部長（CFO）にその決定を一任し、受任者は当該方針に基づき協議し決定するものとする。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	387百万円 (51百万円)	319百万円 (51百万円)	67百万円 (-)	- (-)	12名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	40百万円 (21百万円)	40百万円 (21百万円)	- (-)	- (-)	3名 (2名)
合計 (うち社外取締役および社外監査役)	427百万円 (72百万円)	360百万円 (72百万円)	67百万円 (-)	- (-)	15名 (7名)

- (注) 1. 期中に社外取締役から常勤の取締役になった1名については、社外取締役在任期間分の報酬についてのみ、社外取締役の報酬等に計上しております。
2. 当社の業績連動報酬は、業績連動報酬の指標である前年度の連結経常利益について、その前期比増減および目標達成度合を勘案して算定され、月額に按分し毎月金銭報酬として支給されております。当該指標を選択した理由は継続的企業価値の向上を図るうえで、事業全体から得られる利益を重視しているためであります。なお、前年度の連結経常利益の実績は4,771百万円、その前年度の実績は4,511百万円、業績予想修正前の前年度の期初の目標は4,000百万円であります。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第45回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は4名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第31回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役会長は枝伸彦、代表取締役社長は枝周樹および取締役経営管理本部長（CFO）寺沢慶志に対し各取締役の基本報酬および業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適しており、また、従前から役員報酬に関する事務を所管し、報酬諮問委員会の事務局ともなっている人事部門を管掌する点で、取締役経営管理本部長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定は、事前に報酬諮問委員会が決議した方針に基づき行っております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 社外取締役松田修一氏は、株式会社コメリの社外取締役およびウエルインベストメント株式会社の取締役ファウンダーであります。ウエルインベストメント株式会社は、当社が同社の発行済株式の総数の3.4%を保有する株主であります。当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。また、同社と当社とは、投資事業有限責任組合契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。株式会社コメリと当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外取締役五味廣文氏は、株式会社SBI新生銀行の取締役会長、アイダエンジニアリング株式会社の社外取締役、アステリア株式会社の社外取締役および株式会社ZUUの社外取締役であります。株式会社SBI新生銀行は、当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の1.0%を保有する株主であります。当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。また、同社と当社とは電子決済等代行業に係るAPI利用契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。アステリア株式会社と当社とは、当社が技術的な助言を受けるためのアドバイザー契約および当社が同社製品を利用する契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。また、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は3.2%であります。アイダエンジニアリング株式会社および株式会社ZUUと当社との間に特別な関係はありません。
- ③ 社外取締役北畑隆生氏は、学校法人新潟総合学院開志専門職大学の理事・学長、セーレン株式会社の社外取締役および日本ゼオン株式会社の社外取締役であります。学校法人新潟総合学院開志専門職大学と当社とは、職業教育実施に係る協定を締結していま

すが、同法人との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。セーレン株式会社および日本ゼオン株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

- ④ 社外取締役石山卓磨氏は、会計専門職大学院大原大学院大学の学長および生命保険アンダーライティング学院の学院長であります。会計専門職大学院大原大学院大学および生命保険アンダーライティング学院と当社との間に特別な関係はありません。
- ⑤ 社外監査役但木敬一氏は、株式会社アール・エス・シーの社外取締役および日本生命保険相互会社の社外取締役（監査等委員）であります。日本生命保険相互会社と当社とは、当社事業所に係る賃貸借契約、任意加入団体定期保険に係る契約、生命保険募集代理店契約および金銭消費貸借契約を締結していますが、同法人との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。株式会社アール・エス・シーと当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	松 田 修 一	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席しました。 学識経験者、元公認会計士、他社の社外役員として培った会計分野、ベンチャー・中小企業の成長支援に関する高度な知識と豊かな経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度の指名諮問委員会1回、報酬諮問委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役	五 味 廣 文	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席しました。 大蔵省（現・財務省）・金融庁の要職および他社の社外役員を歴任する中で培った金融行政、経営戦略、ガバナンスに関する高度な知識と豊かな経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度の指名諮問委員会2回、報酬諮問委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	北 畑 隆 生	2022年6月29日就任以降の当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席しました。 経済産業省の要職および他社の社外役員を歴任し、大学理事・学長として培った新規事業開発、人材育成、ガバナンスに関する高度な知識と豊かな経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、就任以降の当事業年度の指名諮問委員会1回、報酬諮問委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役	石 山 卓 磨	2022年6月29日就任以降の当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席しました。 学識経験者、弁護士、大学学長として培った法務、会計分野に関する高度な知識と豊かな経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、就任以降の当事業年度の指名諮問委員会1回、報酬諮問委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
監査役	薄 井 信 明	当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回の全てに出席し、また報酬諮問委員会の委員として当事業年度の報酬諮問委員会1回に出席し、議案の審議に対して適宜発言を行っております。
監査役	但 木 敬 一	当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回の全てに出席し、また指名諮問委員会の委員として当事業年度の指名諮問委員会1回に出席し、議案の審議に対して適宜発言を行っております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 三優監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社ミロク情報サービス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員	公認会計士 山 本 公 太
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 熊 谷 康 司
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 玉 井 信 彦
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミロク情報サービスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上